

JR東海労なごや

2015年4月15日 No.1032

JR東海労名古屋地方本部

発行者：山田哲也

編集者：堀部肇

三労委で会社側証人を審問したぞ！ 職場に組合掲示板を！

**私たちは、伊勢運輸区にJR東海労組合掲示板を設置するよう
三重県労働委員会に救済命令を求めたばかりです！**

4月13日、三重県労働委員会において、会社側の証人に対する証人審問が開催されました。2013年3月25日、三重県労働委員会に申立てて以降2年。事の発端である紀伊長島駅乗務員配置廃止から数えると3年の月日が流れました。私たちは、この間の経過と問題点を再確認し、打ち合わせを十分に行って証人審問に臨みました。

基本協約には、組合掲示板を便宜供与する決まりがあります。

ただね、、、基本協約に明記のない「掲示板設置許可基準」によって、伊勢運輸区にJR東海労組合掲示板は設置されていません。

会社が許可した場合だけ組合掲示板を設置できるのだから、その設置に当たっての基準は「会社の専権事項」であるから「組合と議論して決める必要はない！」って言うんです。

つまりは、

「基準は会社が勝手に決めるから黙って従え！」

っていう理論なんです。

「そんなバカな？」って気持ちになるよね！

俺たちには、憲法に保障された**「団結権があるぞ！」**「**団体交渉権もあるんだぜ！**」って事を訴えてきました。互いにフォローし合いながら、矛盾点を明らかにしながら、会社の「本職の弁護士」と対等に、正々堂々と私たちの主張を会社の証人に対してぶつけてきました。

私たちの主張の正しさは、きっと審査委員に伝わったと思っています。

次回期日は、7月27日（月）14時30分から開催されます！

**勝利命令をかちとり掲示板獲得するまで
組合員全員が団結してガンバります！
みなさんも応援よろしくお願ひします！！**